建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十三万円
（略）	（略）
法第二条第九号の二ロの認定に係る評価	九十五万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十二万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十三万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十三万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百五万円
特定天井について安全性を有することを確かめる場合	五十一万円
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百五十三万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十一万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十六万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十一万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円
主要構造部の全部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百三万円を加算した額

建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十二万円
（略）	（略）
法第二条第九号の二ロの認定に係る評価	九十四万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十一万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十一万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百一万円
特定天井について安全性を有することを確かめる場合	五十万円
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百五十一万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十一万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百一万円
主要構造部の全部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百二万円を加算した額